

審 第 3 4 8 3 号
答 申 第 2 8 1 号
令和4年3月29日

千葉県病院局長 山崎 晋一郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年2月7日付け病経管第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第257号

令和2年1月5日付けで審査請求人から提起された、令和元年12月27日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）が令和元年12月27日付け病経管第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年12月17日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が原告になっている千葉地方裁判所令和〇〇年（行〇〇）第〇〇号の住民訴訟で、怠る事実の相手方に対して訴訟告知をしないことを決めたことに係るもの一切。相談や要望や希望や検討なども含む。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年12月27日付けで本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、令和2年1月5日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和2年2月7日付け病経管第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。開示請求の内容及び

請求対象たる事案の性質からして、本件対象文書が全く存在しないとは、到底、考えられない。

いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、地方自治法242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る事実の相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く対象文書が存在しないとは言えない。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件反論の前に

本件担当課は、「弁明書副本の送付等について（送付）」において、千葉県病院局長を反論書の宛名として記載するよう審査請求人に求めた。しかしながら、本反論書は、第一義的には、審査庁に宛てたものではなく、行政不服審査会に宛てたものであるから、「千葉県個人情報保護審議会 御中」と記載した。

イ 文書の特定

そもそも、本件原処分で特定された対象個人情報を記載した行政文書を管理しているのは、本件担当課ではなく、医療安全安心推進室であるから、同室保有分を特定すべきである。

ウ 不開示箇所の不開示事由非該当性

条例21条2項かっこ書「開示請求に係る個人情報を保有していないとき」には該当しない。

いわゆる4号請求に係る住民訴訟において訴訟告知をしないことは、地方自治法242条の2の第7項に違反する不法行為であり、不法行為を犯してまでも、消滅時効の中断や参加的効力の点で、怠る相手方を違法に庇い立てようとした重大な判断について、全く書類を作成していないとは到底、考えられず、全く対象文書が存在しないとは言えない。まさか、口頭で決裁したとでもいうのであろうか。

エ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

(1) 弁明の趣旨

処分の取消しを求める請求についてはこれを棄却し、また、請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求める請求については、これらを却下するのが相当である。

(2) 却下を求める弁明の理由

法に基づく審査請求は、行政庁の処分の違法又は不当を理由として当該処分の取消し等を求める（法第2条及び第46条）か、あるいは、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした場合に、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁が当該申請に対して何らの処分もしないときに、その違法又は不当の宣言を求める（法第3条及び第49条）制度である。

これを本件についてみると、請求人は本件審査請求で、処分庁に請求対象文書を特定した上で請求した情報についての全部開示及び裁量的開示を求めているが、このような一定の作為を求めることは、法の許容しない審査請求であり、不適法であるから却下を免れない。

(3) 本件処分の内容

ア 審査請求に係る処分

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

イ 対象文書の特定及び内容について

本件開示請求は、審査請求人が原告となっている千葉地方裁判所令和〇〇年（行〇〇）第〇〇号〇〇事件（以下「本件訴訟」という。）で、怠る事実の相手方に対して訴訟告知をしないことを決めたことに関し作成又は取得した行政文書に係る自己情報開示請求であるが、実施機関が本件訴訟に係る行政文書を探索したところ、本件開示請求に係る行政文書は不存在であったため、不開示としたものである。

ウ 本件決定について

実施機関は、上記イのとおり本件開示請求に係る行政文書は不存在であったため、本件決定を行った。

(4) 処分の理由

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書は保有していないため、文書不存在の不開示決定を行ったものである。

(5) 弁明の内容

ア 対象文書の特定について

請求人は、上記3（1）イのとおり、実施機関による対象行政文書の特定が不十分である旨を主張しているものと解される。

しかし、実施機関が本件訴訟に係る行政文書を探索したところ、応訴のための起案文書や期日に出頭した概要を知らせる供覧文書は存在する旨、行政文書を特定したものの、これらの文書には本件開示請求に係る情報は記載されているものではなく、また、そのほかに本件開示請求に係る行政文書は存在していないため、不開示決定を行ったものである。

よって、実施機関が行った本件決定は適切であり、また、審査請求人が主張するところの、対象文書を開示請求の適用除外又は解釈上の不存在と判断したなどという事実は存在しない。

なお、請求人はその他縷々主張しているが、独自の見解を示すものに過ぎず、本件審査請求の趣旨を基礎付けるものではない。

したがって、対象行政文書の特定に係る請求人の主張には理由がない。

イ 対象行政文書の条例第19条該当性について

請求人は、上記3(1)イのとおり、実施機関が本件決定において不開示とした部分は、いずれも条例第19条に該当する旨主張しているものと解される。

しかし、当該主張に係る裁量的開示の請求が不適法なものであって却下されるべきであることは、上記(2)のとおりである。

(6) 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件決定に取り消し得るべき瑕疵は何ら認められないため、本件審査請求は棄却されるべきものである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を作成及び取得していないことから、保有していないことを理由に前記2(2)のとおり本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 訴訟事務について

実施機関によると、千葉県を被告として訴訟が提起された場合の処理は、おおむね次のとおりとのことであった。

ア 千葉県総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）において訴状を受け取り、政策法務課は受け取った訴状を担当課（所）に引き渡す。

イ 担当課（所）は、応訴するか否かについて検討し、応訴する場合は、その決裁を行う。また、担当課（所）は、弁護士を訴訟代理人として選任し、訴訟行為等を委任する（委任契約を締結）。

ウ 担当課（所）等及び政策法務課の職員のうちから指定代理人を選任する。

エ 訴状を訴訟代理人に引き渡す。その後の手続は、原則として訴訟代理人に任される。

オ 指定代理人が裁判所の期日に出廷した場合は、担当課（所）で作成した期日報告書を、担当課（所）及び政策法務課において供覧した後、担当課（所）で保存する。

(3) 訴訟告知について

地方自治法第242条の2第7項は、「第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。」として訴訟告知の義務を規定している。

そして、同条第8項は、「前項の訴訟告知があつたときは、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から6月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。」として時効中断の効力を規定し、民事訴訟法は、「訴訟告知を受けた者が参加しなかった場合においても、第46条の規定の適用については、参加することができた時に参加したものとみなす。」こと（同法第53条第4項）、「補助参加に係る訴訟の裁判は、次に掲げる場合を除き、補助参加人に対してもその効力を有する。」（同法第46条）として参加的効力を規定している。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 実施機関によると、本件訴訟に係る行政文書として、応訴のための起案文書や期日に出頭した概要を報告する供覧文書を保有するが、これらの文書に訴訟告知に関する記載はないとのことであった。

また、本件訴訟は地方自治法第242条の2第1項第4号に規定する住民訴訟に該当するが、本件訴訟において訴訟告知は行っていないとのことであった。

イ 前記(3)のとおり、地方自治法第242条の2第7項は訴訟告知の義務を規定しており、その記録が存在する蓋然性は伺えることから、審議会の事務局職員をして、実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、その結果は、次のとおりであった。

(ア) 実施機関は、本件訴訟に係る行政文書として保有するものは、次に掲げるものであることを確認した。

- a 応訴及び訴訟代理人の選任に係る決裁文書
- b 裁判期日結果概要
- c 訴状、委任契約書その他裁判資料の写し

(イ) これらの行政文書に訴訟告知に関する記録がないことを確認した。

ウ 地方自治法第242条の2第7項が訴訟告知の義務を規定していることから、実施機関は、当時、訴訟告知をしないと判断しているのであれ

ば、そのことについて何らかの記録を残すべきであったと考えられる。しかしながら、上記（４）イのとおり、本件開示請求に係り、訴訟告知について記録された行政文書が存在しない以上、本件開示請求に係る個人情報保有していないとして行った実施機関の本件決定を否定することはできない。

（５）結論

以上のことから、「１ 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

６ 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和２年 ２月 ７日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和２年 ２月 ２８日	反論書の写しの受理
令和３年 １月 ２９日	審議（令和３年度第７回第２部会）
令和４年 １月 ２４日	審議（令和３年度第８回第２部会）
令和４年 ２月 ２１日	審議（令和３年度第９回第２部会）

千葉県個人情報保護審議会第２部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	部会長職務代理者
谷 麻衣子	弁護士	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長